音声 AI に関する
研究開発・社会実装のための
ELSI ガイドライン
（Ver 1.0）

JT D-LAB「声遊楽プロジェクト」
慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科 Respi:re プロジェクト
慶應義塾大学「責任ある研究・イノベーション」センター（KEIO-RRI）

はじめに

AI を用いた音声技術は、近年、幅広い分野で急速に普及しており、ビジネス環境における導入も進みつつある。一方で、音声データの利用、声の権利保護、故人音声の利用に関する同意のあり方など、ELSI（倫理的・法的・社会的問題）も浮上している。こうした課題に対応するため、JT の D-LAB における心の豊かさ研究の 1 つである「声遊楽プロジェクト[1]」では、慶應義塾大学との共同研究として「音声技術の倫理的・法的・社会的課題（ELSI）に関する研究」を進めている。

本ガイドラインは、「音声技術の倫理的・法的・社会的課題（ELSI）に関する研究」の研究成果を踏まえ、音声 AI を事業用途に研究開発する関係者、および事業に活用する企業・団体に呼び掛ける形で、音声 AI の研究開発および社会実装段階において留意すべき ELSI の論点と対応の方向性を提示したものである。

むろん、本ガイドラインは法的拘束力を持つものではない。研究開発のさらなる進展と、法的整備にかかるタイムラグの間に生じる ELSI 的陥穽に対して、自主的な検討を促し、各種の懸念への対応と技術活用の両立を図ることを目的としている。

本ガイドラインにおける各事項においては、現行法上の要請ならびに法的には義務ではないものの考慮する別記倫理的懸念等を概観した形で、推奨する行動を示している。法的な背景や根拠等については、項目の下に説明を記載する。具体的な技術・手法は例示であり、特定の方式を一律に求めるものではない。また、各事項の適用は、利用目的やリスクの程度に応じて判断されることを想定している。

＜本ガイドラインの適用範囲と用語＞　本ガイドラインにおいて「音声 AI」とは、音声認識、音声合成、音声変換（声質変換）、話者認識・話者認証及び音声からの属性・感情の推定に関する技術並びにこれらを組み込んだシステムをいう。また、その担い手を、研究開発を行う者（開発者）、これを製品・サービスとして提供する者（提供者）及び自らの事業に導入して利用する者（導入者）に区分する。各事項がいずれの主体を名宛人とするかは、それぞれの記載に応じて判断する。研究開発段階と社会実装段階の各事項は相互に関係するため、研究開発の段階からガイドライン 5 及びガイドライン 7 も併せて確認することが望ましい。

＜法的義務と自主的な取組みの区別＞　本ガイドラインの各事項には、現行法上の義務に対応するものと、法令上の義務ではないが本ガイドラインが自主的な取組みとして推奨

---

[1] 「声遊楽プロジェクト」は、日本たばこ産業株式会社（JT）のコーポレート R&D 組織・D-LAB における「心の豊かさ研究」の 1 つである。アイデンティティ・カルチャー・テクノロジーの観点から、機能の向こう側にある「声」の価値や意味を探求しており、「声であそび、声でつながる」をコンセプトに、声にまつわる体験・探求・発信・交流を日常の中で楽しむ「声遊楽の文化」の創造と醸成を目指している。（ホームページ：https://seiyugaku.jp/　2026 年 10 月 13 日閲覧）

するものとが含まれる。本文では、現行法上の義務に対応する事項は「〜しなければならない」、本ガイドラインが推奨する事項は「〜する」又は「〜が望ましい」と書き分ける。

＜免責＞　本ガイドラインは一般的な情報提供を目的とするものであり、個別の事案に関する法的助言ではない。具体的な対応にあたっては、必要に応じて専門家に相談されたい。

研究開発段階

ガイドライン１　音声データの収集・利用における同意取得

①音声データの収集にあたり、あらかじめ利用目的[2]を特定し、本人への通知又は公表を行う（本人から書面等で直接取得する場合は、あらかじめ利用目的を明示する）。加えて、法令上音声データの収集に際して本人の同意が必要ない場合であっても、可能な限り本人の同意を得ることが望ましい。

②要配慮個人情報の取得、個人データの第三者提供及び特定した利用目的の範囲を超える取扱いには、法令上の例外に当たる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得る。

③提供者の理解能力に応じた説明を行う。

④未成年者の音声を利用する場合、本人に丁寧に説明し、あわせて法定代理人（親権者又は未成年後見人）の同意を得る（おおむね 15 歳までの年齢以下の場合は、法定代理人の同意を原則とする）。

⑤故人の声を利用する場合、故人が生前に示した意思を可能な限り確認し、これを尊重すること、確認が困難な場合は、遺族や関係者と事前に協議し、利用条件について書面による合意を得ることが望ましい。

<個人情報に関わる法的枠組み>　音声は、特定の個人を識別できる場合[3]、『個人情報の保護に関する法律』の「個人情報」に該当する（第 2 条第 1 項）。また、認証用にデータ化された声紋は「個人識別符号」に該当する（第 2 条第 2 項、同法施行令第 1 条第 1 号）。他方、発話内容と切り離された声そのものは、通常は特定の個人を識別することができないため、それだけでは個人情報に該当しない。音声データが個人情報に該当する場合、その収集・利用に際しては、利用目的の特定（第 17 条）、目的外利用の禁止（第 18 条）、不適正利用の禁止（第 19 条）、適正な取得（第 20 条第 1 項）及び要配慮個人情報の取得制限（同条第 2 項）、取得に際しての利用目的の通知・公表（第 21 条）を基本的な義務としている。そのため、個人情報に該当する音声データを収集・利用する際には、利用目的を特定し、本人への通知又は公表を行う必要がある[4]。もっとも、同法は個人情報の取得それ自体について本人の同意を求めているわけではなく、同意が法律上必要となるのは、要配慮個人情報の取得（第 20 条第 2 項）、特定した利用目的の範囲を超える取扱い（第 18 条第 1 項）、個人データの第三者提供（第 27 条第 1 項）及び外国にある第三者への提供（第 28 条第 1 項）等の場面であ

---

[2] 例えば、学習への利用、推論時に再現音声が出力されるか、生成物の公開・販売、用途、言語、地域、期間等の利用目的がある。

[3] ここでは、発話内容に含まれる氏名・住所等、または話者認証を目的として抽出された特徴量等から個人が識別できる場合をいう。

[4] 2026 年 7 月に公布された改正個人情報保護法では、統計情報等の作成を目的とする場合に、公開されている要配慮個人情報を本人の同意なく取得することや、個人情報を本人の同意なく第三者に提供することを一定の要件の下で認める特例が新設された（改正後の第 30 条の 2 第 1 項・第 5 項）。ただし、同特例は本ガイドラインの作成時点では施行されていない。

る。

＜未成年の同意＞　日本法上、未成年者の同意について統一的な年齢基準は定められていないが、個人情報保護委員会は、一般的には 12 歳から 15 歳までの年齢以下の子どもについて、法定代理人等から同意を得る必要があると考えられるとしている[5]。本ガイドラインでは、15 歳を一つの目安とし、未成年者の音声を利用する場合には、本人に説明したうえで、法定代理人の同意を得ることを推奨する。なお、これは 15 歳以上であれば常に本人のみで有効な同意ができるという趣旨ではなく、個人情報の項目や事業の性質等に応じて個別に判断する必要がある。また、本人が成年に達した後に、再度の同意取得又は同意撤回の機会を設けることが望ましい。

＜故人の声の使用＞　個人情報保護法は「生存する個人」を対象としており（第 2 条第 1 項）、故人の情報は原則として同法の保護対象には含まれない。一方、故人の人格や意思の不正確な再現、尊厳やアイデンティティの損傷など、倫理的課題も指摘されている（Yang 2025; Spitale and Germani 2026）。これらに対応するため、故人の声に関わる利益、知的財産権、相続・契約上の権利、遺族固有の権利を区別して検討する必要がある[6]。相続人が故人の声に関する権利を当然にすべて承継するとは限らず、利用態様や適用される権利ごとに判断する必要がある。本ガイドラインでは、故人の声を利用する際には、故人が生前に示した意思を可能な限り確認し、尊重することを求める。しかしながら、故人の遺志を確認できない場合、遺族、相続人やその他の関係者と事前に協議し、とくに商用利用[7]については、遺族・相続人等との間で、利用条件に関する書面による合意を得ることを推奨する。海外では、死後の声などの利用について権利承継者の同意を重視する動きがみられる。米国テネシー州の ELVIS Act は、声を含む人格的利益の保護を拡張した州法である。また米国連邦レベルでも、声及び視覚的な肖像のデジタル・レプリカについて許諾権を創設する NO FAKES Act の法案が提出されている（2024 年の S.4875 に続き、第 119 議会に S.4591 が提出されている。いずれも成立には至っていない）。

ガイドライン２　音声データ管理・セキュリティ

①データの取扱いにあたり、適切な安全管理措置を講じ、従業者及び委託先を監督する。

---

[5] 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに関する Q&A」，Q1-62：https://www.ppc.go.jp/personalinfo/faq/APPI_QA/#q1-62　（2026 年 6 月 15 日閲覧）

[6] ここでの法的根拠としては、遺族固有の人格的利益（東京高判昭和 54 年 3 月 14 日「落日燃ゆ」事件）、死者に対する名誉毀損（刑法第 230 条第 2 項。虚偽の事実を摘示した場合に限られる。）、及び契約や相続に基づく権利関係が挙げられる。

[7] 「商用利用」に当たるか否かは、利用の主体のみによってではなく、利用の目的・態様に照らして個別に判断する必要がある。

②個人データの漏えい等であって個人情報保護委員会規則で定める事態が生じたときは、同委員会に報告し、あわせて本人に通知する（本人への通知が困難な場合は、本人の権利利益を保護するために必要な代替措置を講じる）。

③外国にある第三者へ個人データを提供する場合、あらかじめ本人の同意を得る（この場合、移転先国の制度等について事前に情報提供を行う）。ただし、同等水準国にある第三者又は基準適合体制を整備している第三者に提供する場合は同意を要せず、後者については相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講じる[8]。

④データは、特定した利用目的の範囲内で利用し、目的外利用を行わない。

⑤本人から利用停止・消去等の請求を受けた場合は、法令の定める要件に従って対応する。あわせて、学習済みモデルへの影響についても、技術的に可能な範囲で対応する。

⑥利用目的に応じて仮名加工情報・匿名加工情報の活用を検討するほか、識別情報の分離、アクセス制御等により、漏えい・再識別リスクの低減を図る。

＜安全管理・漏えい対応＞　2025年11月に日本で行った音声AIに関わる社会調査では、音声 AI 技術に対する懸念として「悪用・濫用リスク」が多く挙げられている（Hao et al. 2026）。音声データはディープフェイクに悪用される可能性があるため（Gujjar et al., 2024; Bird and Lotfi 2023; Barnett 2023）、研究開発段階から適切な管理体制を整備することが重要である。法的には、個人情報保護法の安全管理措置（第 23 条）、従業者・委託先の監督（第 24、25 条）、一定の漏えい等が発生した時の委員会への報告及び本人への通知（第 26 条）を参照した。また、海外の計算資源や外部サービスを利用する場合、第 28 条の外国にある第三者への提供に該当し得るため、本人同意や移転先に関する情報提供等にも留意する必要がある。以上を踏まえ、本ガイドラインでは上記の各事項を掲げている。

＜利用停止・撤回請求＞　音声データには、意図せず録音された内容や、本人が利用を望まない情報が含まれる場合がある。個人情報保護法は、個人データの利用停止・消去等の請求を認めている（第 35 条）ため、本人からの請求には適切に対応する必要がある。一方、訓練データから録音を削除しても、その影響が学習済みモデルから完全に除去されるとは限らない。そのため、本ガイドラインでは、本人の請求への対応に加え、技術的に可能な範囲で、逆学習や再学習などの措置を講じることが望ましい旨を記載している。

＜仮名・匿名加工情報＞　個人情報保護法は、「匿名加工情報」と「仮名加工情報」を区別している（第 2 条第 5 項・第 6 項）。音声データのうち、発話内容に個人を識別できる情報が含まれる場合や、話者認証を目的として抽出された特徴量が個人識別符号に該当する場合には、利用価値を保ったまま完全に匿名化することは容易ではない。もっとも、

[8] 海外の事業者に音声データを提供することが代表例である。具体的な体制整備として、提供先との契約や企業グループ内の規定により、日本の個人情報保護法の趣旨に沿った取り扱いを確保することを提案する。

仮名加工情報は法律上の類型であり、これを作成すると第三者提供の原則禁止（第 41 条第 6 項）等の規律が及ぶため、データセットの共有・公開を予定する場合には適さないことがある。本ガイドラインでは、用途に応じて仮名加工情報としての取扱いを検討するほか、識別情報との分離、アクセス制御や暗号化などの安全管理措置を推奨する。

ガイドライン 3　悪用リスクを考慮した研究開発

①研究開発の初期段階から悪用リスクを想定し、評価を行う。
②悪用の防止・検証に向けた適切な措置を合理的な範囲で講じる。

現行法上、日本にはディープフェイクを包括的に規制する法律はなく、悪用行為は詐欺、名誉毀損、不正競争防止法[9]、刑法の業務妨害、偽造等の既存規定により個別に対処されている。音声 AI の研究開発では、開発段階から悪用リスクを想定し、その低減に努めることが重要である。具体的には、生成物の来歴情報・電子透かし[10]、脅威モデリング、利用者認証、利用履歴の管理、アクセス制御、不正生成音声の検出など技術的・運用的措置が考えられる。

なお、汎用技術の提供については、技術の提供それ自体が直ちに違法となるわけではない。Winny 事件最高裁決定も[11]、著作権侵害の幇助犯の成否という刑事事件についてではあるが、価値中立的なソフトウェアの提供者の責任が、現実の利用状況及び提供者の認識・認容を踏まえて判断されることを示している。他方、悪用リスクを認識しながら必要な措置を怠った場合、民法上の不法行為責任が問題となり得る[12]。本ガイドラインでは、特定の技術的措置を一律に求めるのではなく、利用目的、提供形態及び悪用可能性に応じたリスクベースの対応を推奨する。

---

[9] 『不正競争防止法』令和 8 年 5 月 21 日施行（第 2 条第 1 項第 1 号・第 2 号・第 20 号・第 21 号）：https://laws.e-gov.go.jp/law/405AC0000000047?occasion_date=20260521#Mp-Ch_1-At_2　（2026 年 5 月 16 日閲覧）

[10] 音声の電子透かしは、再エンコード等によって無効化される可能性があるため、検出技術のみに依拠しない多層的な対策が推奨されている（NSA・FBI・CISA 共同情報シート、2023 年 9 月 12 日）。コンテンツ来歴の国際標準である C2PA（コンテンツ・クレデンシャル、v2.2 は 2025 年 5 月公表、MP3／WAV 対応）は、EU AI 法第 50 条第 2 項における機械可読な表示にも活用されており、AI 生成コンテンツの表示や追跡を支える技術として注目されている。ガイドライン 4 の技術的基盤となる可能性がある。

[11] 最決平成 23 年 12 月 19 日刑集 65 巻 9 号 1380 頁。

[12] 民法第七百九条　故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

社会実装段階

ガイドライン４　AI 生成音声であることの明示

①商用又は公の場で AI 生成音声を利用し、特に実在する人物の発話と誤認されることにより悪影響が生じるおそれがある場合には、AI によって生成された音声であることを、利用者・視聴者が認識できる形で明示する。

＜関連する法令＞　EU AI 法では、合成音声を生成する AI システムの提供者に機械可読な形式で表示（第 50 条第 2 項）、ディープフェイクの展開者に人工的に生成・操作されたコンテンツであることを開示する（第 50 条第 4 項）義務がある。これらの開示は、遅くとも最初の接触時に明確かつ識別可能な方法で行われなければならない（第 50 条第 5 項）。第 50 条は 2026 年 8 月 2 日から適用される（ただし、同日までに EU 域内市場に上市された AI システムに対する第 50 条第 2 項の適用は、規則 (EU) 2026/1744 により 2026 年 12 月 2 日まで猶予されている）。日本では、EU AI 法のような詳細な表示義務はないが、AI 事業者ガイドライン（経済産業省・総務省）及び AI 推進法（人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律・令和 7 年法律第 53 号）により、事業者が配慮すべき方向性が示されている。なお、EU AI 法第 50 条第 4 項の開示義務は、誤認による悪影響が生じるおそれの有無を問わず課されるものであり、上記①が自主的な取組みとして示す範囲とは一致しない。EU 域内に提供する場合には、同項の要件を別途確認する必要がある。

＜業界・技術の動き＞　2024 年 11 月 13 日、日本俳優連合等の音声業界三団体は「生成 AI に関する音声業界三団体の主張」を公表し、吹替え用途での AI 音声の不使用、AI 学習・利用における本人許諾、AI 生成音声であることの明示を求めた。また、日本俳優連合の調査（2023 年 12 月～2024 年 2 月）では、少なくとも 267 人の声優・俳優の声が無断利用されていること報告されている[13]。

音声生成技術の発展により、AI 生成音声と人間の声との区別はますます困難になりつつある。Tan et al. (2024) は、開発した NaturalSpeech が、当該研究の評価条件（対象言語・データセット・評価指標）の下で人間と同等の音声品質を達成したことを示した。そのため、利用者・視聴者の誤認を防ぎ、透明性を確保する観点から、広告、接客の利用、動画配信や公共施設のアナウンスなど、商用または公の場で利用する音声について、特に誤認による悪影響が懸念される場合には、その旨を明示することが望ましい[14]。

---

[13] 2026 年 10 月 15 日に、日本俳優連合は「音声に関する生成 AI 利用ガイドライン」を公表しており、今後の動向が注目される。協同組合日本俳優連合『音声に関する生成 AI 利用ガイドライン』https://www.nippairen.com/wp-content/uploads/2026/10/4822a6ac69f21b4538064352be62abab.pdf（2026 年 10 月 15 日閲覧）

[14] これは、日本の現行法上は罰則を伴う表示義務はないが、EU 向けの製品には EU AI 法第 50 条が適用される。

ガイドライン５　音声によるバイアスの防止

①開発・評価段階において、開発目的に照らして必要な範囲で、性別、年齢、収録特性や音声特性等による性能差を評価する。
②学習データの構成を記録し、開発目的との整合性を踏まえて定期的な評価・監査を行う。
③必要以上の情報を収集・保存しない手法を採用する。

音声には個人属性に関わる情報が含まれるため、学習データに偏りがある場合、特定の集団に対して性能差やバイアスが生じる可能性がある。実際に、音声認識技術では人種、性別、年齢等による認識精度の差が報告され（Koenecke et al. 2020; Feng et al. 2021; Feng et al. 2024）、AI におけるバイアスの可能性がよく指摘されている（Mehrabi et al. 2021; Ferrara 2024）。特定集団への不利益、既存のステレオタイプや人種差別の強化につながるおそれがあるため、開発段階から社会実装まで、継続的な評価と改善が重要である。また収録環境や機器によって AI の性能が変わる可能性があるため、収録特性への配慮も重要である。

＜現行法の整理＞　日本には、私人間の差別を包括的に規律する一般法は存在しない。憲法第 14 条の平等原則は主として国家に向けられたものであり、私人間の紛争について、民法第 90 条（公序良俗）、第 709 条（不法行為）等の一般条項によって対応される。もっとも、個別分野には差別を禁止する法令があり、たとえば障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第 8 条第 2 項は、事業者に対しても合理的配慮の提供を義務づけている（2024 年 4 月 1 日から義務化）。音声認識の性能差は、発話に障害のある人の利用可能性に直結し得るため、この点には留意を要する。これらの個別法が適用される場面を除けば、本ガイドラインにおける公平性への取組みは、法令上の義務というより、不法行為リスク及び評判リスクの低減を目的とする自主的なリスク管理として位置づけられる。

本ガイドラインでは、第三者機関の関与から、属性別の性能評価、公平性評価、定期的な監査や改善を行うことが望ましい[15]。

ガイドライン６　説明責任および問い合わせ体制の整備

①音声 AI 技術の提供者（研究者や企業側）は、利用者に対して情報提供・説明を行う。
②問い合わせ・苦情に対応する窓口を設け、受付から対応までの手続きを整備する。

[15] 運用可能な取組みとして、属性別の性能評価（Disaggregated Testing）、データセットの文書化（データシート・モデルカード）を求める。また、NIST AI RMF（MEASURE 2.11／MANAGE）、ISO/IEC 42001、及び EU AI 法における高リスク AI のバイアス評価が参考できる。

③苦情や通報への対応状況を記録し、責任主体を明確にする。
④権利侵害に関する通報への対応を行うため、必要な社内規程を整備する。

音声 AI 技術について、利用目的や仕組みをわかりやすく説明し、利用者の不安や懸念に対応できる環境整備が求められる。研究者や企業側の商品開発者の関与が必要である。

音声 AI の出力やデータそれ自体は、製造物責任法上の「製造物」に当たりにくく、同法の直接適用は一般に困難である。他方、音声 AI が機器に組み込まれて提供される場合には、当該機器について製造物責任法の適用が問題となり得る。さらに、権利侵害や損害が生じた場合には、契約上の債務不履行責任（民法第 415 条）や不法行為責任（同法第 709 条）のほか、要件を満たす場合には使用者責任（同法第 715 条）が問題となる。また、個人情報保護法は、苦情の適切かつ迅速な処理及び体制整備の努力義務を定めている（第 40 条）。

権利侵害に関する通報対応については、情報流通プラットフォーム対処法（旧・プロバイダ責任制限法）における「通知と対応」の考え方が参考となる（もっとも、同法が定める申出への対応・調査・通知等の義務は、指定を受けた大規模特定電気通信役務提供者に課されるものであり、一般の事業者が当然に負うものではない）。本ガイドラインでは、被害拡大を防ぐため、生成停止、出力遮断、アカウント停止等の対応手続きを事前に定め、対応時間の目安（SLA）を含む社内規程を整備することが望ましい。

ガイドライン７　パブリシティ権の保護

①著名人・声優の氏名等を用いて、AI 生成音声を本人の実演であるかのように表示・配信してはならない。
②著名人・声優の声を模倣・再現することを目的として、その実演等を含む音声データを追加学習に用いる場合には、本人又は権利者の許諾を得ることを推奨する。
③機械可読な形で学習拒否の意思が示されている場合、これを尊重する（日本の著作権法上、拒否の意思表示のみによって第 30 条の 4 の適用が当然に排除されるものではないが、本ガイドラインでは自主的な取組みとして尊重を求める）。
④個人の声を再現するモデルを商用利用する場合、本人に対する対価の支払その他の還元の仕組みを整備する。
⑤本人の許諾なく宣伝・販売に利用してはいけない。
⑥実在する人物とは結びつかない AI 生成音声が、特定のキャラクター等と結びつき独自の価値を有する場合、その模倣・再現・商用利用を権利者の許諾なく行わない（パブリシティ権は人の人格権に由来するものであり、実在の人物と結びつかない音声には及ばないが、本ガイドラインでは自主的な取組みとして許諾を求める。事案によっては、不正競争防止法上の商品等表示、著作権・著作隣接権、利用規約・契約による制約が問題となり得る）。

現行法上、個人の「声」を直接保護する権利や制度は存在しない。パブリシティ権は、氏名や声などが有する顧客吸引力に基づく経済的利益を保護する権利であり、商業的価値を有する場合に保護対象となる（小泉 2018：217)。日本では、ピンク・レディー事件最高裁判決[16]において、パブリシティ権が人格権に由来する権利として認められた。同判決は、氏名・肖像等が有する顧客吸引力を排他的に利用する権利を認める一方、その侵害が成立するのは「専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とする」場合に限定された[17]。

もっとも、同事件は写真（肖像）に関する事案であり、声について正面から判断した最高裁判例は現時点で存在しない。この点、法務省の「肖像、声等の無断利用による民事責任の在り方に関する検討会」は、令和 8 年 8 月の取りまとめ報告書において、声は人物識別情報であり、かつ個人の人格の象徴であるから、ピンク・レディー事件最高裁判決にいう「肖像等」に含まれるとの整理を示しており、同検討会においてこの点に異論はなかったとされる。近年、この問題は下級審でも争われている。東京地方裁判所は、令和 8 年 9 月 30 日の判決において、人の声も人の肖像と同様に個人の人格の象徴であるとしたうえで、顧客吸引力を有する声を、専らその顧客吸引力の利用を目的として無断で使用する行為は、パブリシティ権の侵害に当たると解するのが相当であるといえる、との考え方を示した。ただし、同判決は、削除を求められた投稿が既に削除されていたことを理由に請求を棄却しており、パブリシティ権に関する争点そのものについては判断を示していない[18]。2024 年に成立した米国テネシー州の ELVIS 法では、特定の個人を識別できる「声の模倣」も明示的な保護対象とされた。同法は、声の無断配信、声を無断で生成することを主たる目的とする技術やサービスの提供について、民事上の責任を定めている。これらは、日本における声の法的保護のあり方を検討するうえで、重要な事例となる。

さらに、経済産業省は 2025 年に「肖像と声のパブリシティ価値に係る現行の不正競争防止法における考え方の整理」を公表した。同整理は、俳優・声優の声が不正競争防止法上の「商品等表示」に当たり得ることを認め、生成 AI で特定の人物の声を再現して持ち歌ではない曲を歌わせ動画を投稿するような行為が、事案によっては周知表示混同惹起行為（第 2

---

[16] 最判平成 24 年 2 月 2 日民集 66 巻 2 号 89 頁。

[17] パブリシティ権は、顧客吸引力を有する者（著名人・声優等）を対象とする。顧客吸引力を有しない一般の提供者の声については、プライバシー・人格権及び個人情報保護法の観点から保護を検討する必要がある（人格権の一内容として「人声権」を提唱する見解もある(中島基至「人声権（Right of Human Voice）の生成と展開」L&T106 号))。

[18] 東京地判令和 8 年 9 月 30 日（令和 7 年（ワ）第 70635 号・投稿記事削除請求事件)。声優の津田健次郎氏が、自身の声に類似する音声がナレーションに使用された動画が TikTok 上に投稿されたとして、同サービスの運営会社に対し、不正競争防止法第 3 条又はパブリシティ権に基づき当該投稿の削除を求めた事案である。判決は「人の声は、人の肖像と同様に個人の人格の象徴であるということができるところ、例えば実演家の声等を無断で使用する行為は、その声が商品の販売等を促進する顧客吸引力を有するといえる場合であって、その声を使用する行為が専らその声の有する顧客吸引力の利用を目的とするものといえるときは、パブリシティ権の侵害に当たると解するのが相当であるといえる。」と述べたが、削除の対象である投稿が口頭弁論終結時までに削除されていたことを理由に請求を棄却し、「その余の争点についてこれ以上の判断はしない」としている。https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-97097.pdf
（2026 年 10 月 5 日閲覧）

条第 1 項第 1 号）や著名表示冒用行為（同項第 2 号）に該当し得るとの考え方を示した（柿沼 2026）。前記の法務省検討会の取りまとめ報告書では、映像作品における俳優の肖像の無断利用や、歌手・声優の声の無断利用など、複数の想定事案が示されている。これらの事案を踏まえ、本ガイドラインでは、音声 AI を用いて著名人や声優の声を商業的に利用する場合について、本人の事前同意を原則としたうえで、契約による利用条件の明確化、不正競争防止法の遵守、対価の還元を組み合わせ、権利利益を保護するための枠組みを提示する。

なお、同報告書は、生成 AI そのものの提供行為や学習用データセットの販売行為についても、①著名人と同一・類似の声を生成することが容易であることをセールスポイントとして有償で提供する場合、②特定の俳優・声優に特化した学習用データセットを販売する場合、③特定の俳優等が含まれることを明らかにし、又は宣伝して販売する場合には、パブリシティ権の侵害に当たり得るとの整理を示している。この点は、社会実装の段階だけでなく、研究開発の段階においても留意を要する。

＜著作権・著作隣接権＞　人の自然な声それ自体は、原則として著作物には当たらない。声優等による録音された実演は、実演家の著作隣接権（著作権法第 91 条・第 92 条の 2）により保護される。著作隣接権は特定の実演（録音）を対象とするものであり、既存の録音を再生しない新たな AI 合成音声に直ちに及ぶとは限らない。また、情報解析の用に供する目的での利用については、著作権法第 30 条の 4 により、著作権者の許諾を得ることなく行うことができる（実演等の著作隣接権についても同法第 102 条第 1 項により準用される）。もっとも、同条ただし書により、「当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合」には適用されない（柿沼 2026）[19]。本ガイドラインは、契約・来歴・同意の枠組みによってこれらを補完する。

[19] 文化庁の整理では、特定の作品に的を絞った追加学習により市場で競合する代替物を生成する行為がこれに当たり得るとされる。

本ガイドラインの作成者（五十音順）

郝 哲辰（慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科 特任研究員）
標葉 隆馬（慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科 准教授・KEIO-RRI センター長）
林 大輔（日本たばこ産業株式会社 D-LAB マネージャー）
劉 乾（慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科 修士課程）

謝辞

ガイドラインの策定にあたり、下記の方から多くの貴重なご指摘・ご助言を賜った。ここに記して、深く感謝申し上げる。（五十音順）

小田 恭央（SSS 合同会社）
柿沼 太一（STORIA 法律事務所）
小岩井 ことり（株式会社ピアレスガーベラ）
高道 慎之介（慶應義塾大学）
中村 泰貴（Parakeet 株式会社）

参考文献

Barnett, J. (2023). The ethical implications of generative audio models: A systematic literature review. In *Proceedings of the 2023 AAAI/ACM Conference on AI, Ethics, and Society* (pp. 146–161). https://doi.org/10.1145/3600211.3604686

Bird, J. J., & Lotfi, A. (2023). Real-time detection of AI-generated speech for deepfake voice conversion. *arXiv*. https://doi.org/10.48550/arXiv.2308.12734

European Parliament and Council of the European Union. (2016). *General Data Protection Regulation (GDPR), Article 6-7*. https://gdpr-info.eu/art-6-gdpr/ https://gdpr-info.eu/art-7-gdpr/

Feng, S., Halpern, B. M., Kudina, O., & Scharenborg, O. (2024). Towards inclusive automatic speech recognition. *Computer Speech & Language, 84*, Article 101567. https://doi.org/10.1016/j.csl.2023.101567

Feng, S. Y., Kudina, O., Halpern, B. M., & Scharenborg, O. (2021). Quantifying bias in automatic speech recognition. *arXiv*. https://doi.org/10.48550/arXiv.2103.15122

Ferrara, E. (2024). Fairness and bias in artificial intelligence: A brief survey of sources, impacts, and mitigation strategies. *Sci, 6*(1), Article 3. https://doi.org/10.3390/sci6010003

Gujjar, M. U. T., Munir, K., Amjad, M., Rehman, A. U., & Bermak, A. (2024). Unmasking the fake: Machine learning approach for deepfake voice detection. *IEEE Access, 12*, 197442–197453. https://doi.org/10.1109/ACCESS.2024.3521026

Hao, Z.C., Hayashi, D., & Shineha R. (2026): Public attitudes toward artificial voices and sounds produced using generative artificial intelligence. Jxiv. https://doi.org/10.51094/jxiv.4573

法務省（2026）.「肖像、声等の無断利用による民事責任の在り方に関する検討会」取りまとめ報告書―生成 AI によるパブリシティ権侵害等に関する解釈指針―（令和 8 年 8 月 7 日公表）. https://www.moj.go.jp/content/001468286.pdf

International Organization for Standardization. (2023). *ISO/IEC 42001:2023: Information technology—Artificial intelligence—Management system*.

柿沼太一（2026）.「大規模言語モデルを活用した音声言語処理研究における法的課題」日本音響学会誌 82 巻 7 号 414-421 頁.

Koenecke, A., Nam, A., Lake, E., Nudell, J., Quartey, M., Mengesha, Z., Toups, C., Rickford, J. R., Jurafsky, D., & Goel, S. (2020). Racial disparities in automated speech recognition. *Proceedings of the National Academy of Sciences of the United States of America, 117*(14), 7684–7689. https://doi.org/10.1073/pnas.1915768117

小泉直樹『知的財産法』（弘文堂、2018）217 頁.

『個人情報の保護に関する法律』令和 8 年 5 月 21 日施行：https://laws.e-gov.go.jp/law/415AC0000000057?occasion_date=20260521

Mehrabi, N., Morstatter, F., Saxena, N., Lerman, K., & Galstyan, A. (2021). A survey on bias and fairness in machine learning. *ACM Computing Surveys, 54*(6), Article 115, 1–35. https://doi.org/10.1145/3457607

中島 基至(2025).「人声権（Right of Human Voice）の生成と展開」Law & technology (106), 1-12. 国立国会図書館.

National Institute of Standards and Technology. (2023). *Artificial Intelligence Risk Management Framework (AI RMF 1.0)*. https://doi.org/10.6028/NIST.AI.100-1

National Security Agency, Federal Bureau of Investigation, & Cybersecurity and Infrastructure Security Agency. (2023). *Contextualizing deepfake threats to organizations*. https://media.defense.gov/2023/Sep/12/2003298925/-1/-1/0/CSI-DEEPFAKE-THREATS.PDF

Spitale, G., & Germani, F. (2026). The making of digital ghosts: Designing ethical AI afterlives. *Ethics and Information Technology, 28*, Article 34. https://doi.org/10.1007/s10676-026-09910-4

Tan, X., Chen, J. W., Liu, H. H., Cong, J., Zhang, C., Liu, Y., Wang, X., Leng, Y., Yi, Y., He, L., Soong, F., Qin, T., Zhao, S., & Liu, T. Y. (2024). NaturalSpeech: End-to-end text-to-speech synthesis with human-level quality. *IEEE Transactions on Pattern Analysis and Machine Intelligence, 46*(6), 4234–4245. https://doi.org/10.1109/TPAMI.2024.3356232

Yang, Y. T. (2025). Digital resurrection and posthumous identity: Toward a cross-cultural neurorights framework. *AJOB Neuroscience, 17*(3), 242–257. https://doi.org/10.1080/21507740.2025.2519440